

議案第11号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。